

第 八 十 九 号 議 案

江 戸 川 区 立 学 校 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

平 成 三 十 年 十 一 月 二 十 七 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

多

田

正

見

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部同葛西小学校の項中「中葛西二丁目四番三四号」を「中葛西二丁目四番三号」に改め、同表の二中学校の部同葛西中学校の項中「清新町二丁目一〇番一号」を「中葛西二丁目四番三号」に改める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立葛西小学校及び江戸川区立葛西中学校を施設一体型校舎とする新校舎建設工事が完了することに伴い、位置を変更する必要があるので、本案を提出いたします。